

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年3月

三 重 県

目次

第1章 協同農業普及事業の運営にかかる基本的事項	・・・1
1 基本的な考え方	
2 協同農業普及事業の推進方向	
3 普及指導員の役割	
第2章 普及指導活動の基本的事項	・・・2
1 普及指導活動の基本的な考え方	
(1) 安全・安心な農産物の生産拡大と安定的な供給に向けて	
(2) 農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立に向けて	
(3) 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮に向けて	
(4) 農業・農村を起点とした新たな価値の創出に向けて	
第3章 普及指導活動の方法に関する事項	・・・3
1 農業支援の充実・強化	
(1) 普及指導活動対象の重点化	
(2) 試験研究機関との積極的な連携	
(3) 公的機関が担うべき分野の取組強化	
(4) 食料システム関係者等との連携強化	
(5) 調査研究の実施及びその成果の活用	
(6) 先進的な農業者とのパートナーシップの構築	
(7) DX(デジタルトランスフォーメーション)に対応した普及指導活動の展開	
(8) 都道府県間の連携	
(9) 農業大学校との連携による農業者の育成・強化	
2 普及指導活動の効果的な運営	
(1) 普及活動計画の策定	
(2) 外部評価の実施と普及活動計画の改善等	
第4章 普及指導員の配置に関する事項	・・・5
1 農業改良普及センターの設置	
2 普及指導員の配置に対する考え方	

- (1) 普及指導員の専門項目
- (2) 普及指導員の配置
- 3 農業革新支援専門員の配置に対する考え方
- 4 効率的・効果的な普及指導活動の体制
- (1) 中央普及センター
- (2) 地域普及センター

第5 普及指導員の資質の向上に関する事項 . . . 7

- 1 人材育成計画
- 2 向上を図るべき資質
- 3 資質向上の方法

第6 農業大学校における研修教育の充実強化 . . . 8

- 1 農業大学校における研修教育
- (1) 養成課程の充実
- (2) 研修課程の充実
- 2 就農定着支援の強化
- 3 農業高校等との連携強化
- 4 外部評価の実施

第7 その他協同農業普及事業に関連する事項 . . . 9

<定義>

協同農業普及事業の実施に関する方針

第1 協同農業普及事業の運営にかかる基本的事項

1 基本的な考え方

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、都道府県と国が協同して専門職員である普及指導員（第4の3の「農業革新支援専門員」を含む。以下同じ。）を置き、直接農業者に接して技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営の改善等に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展や農村の振興等を図ろうとするものです。

国では、協同農業普及事業の運営に関する指針（令和7年4月30日農林水産省告示第674号）（以下「運営指針」という。）を定めており、その考え方である「ガイドライン」において、都道府県は運営指針を基本として「協同農業普及事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を策定するとしています。

このため、以下により本県の実施方針を定めます。

2 協同農業普及事業の推進方向

県では、「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例」（以下「条例」という。）に基づく「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画」（令和7年12月策定。以下「県基本計画」という。）に、農業・農村の果たす役割を「食料の持続的な供給」「多面的機能の発揮」「地域経済と就業の場を担う産業」の3つに整理したうえで、県の農業・農村がめざすべき将来の姿を次の4つにまとめています。

姿1 安全・安心な農産物の生産が拡大し、安定的に供給されている姿

姿2 力強い農業構造の確立とともに、家族農業経営に係る農業者その他の多様な農業者が参画する地域営農体制が構築され、地域農業が発展している姿

姿3 農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿

姿4 食品産業事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

また、上記のめざすべき姿の実現に向け、県では次の4つの基本施策を定めて、事業や施策を展開しています。

(1)安全・安心な農産物の生産拡大と安定的な供給

(2)農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立

(3)地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

(4)農業・農村を起点とした新たな価値の創出

上記を踏まえて、本県における協同農業普及事業では、農業の振興及び農村の活性化に向けて総合的かつ効果的な支援を行うことを通じて、効率的・安定的な農業経営の実現と地域の特性に応じた農業振興を図る農業者等を育成していきます。

3 普及指導員の役割

協同農業普及事業において、普及指導員は、高度な専門技術・知識によって、地域の課題等に対応する技術体系の構築及び普及や、農業者の経営支援等を行うスペシャリスト機能を有しています。また、農業者、農業者団体、試験研究機関に加え、生産資材の製造・流通・販売、農産物・食品の製造・加工・流通・販売に係る事業者、消費者など食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）など多様な関係者との連携構築や地域の合意形成促進等を行うコーディネート機能を有しています。

普及指導員の活動において、地域を俯瞰しつつ、これらの機能を発揮することを通じて、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の維持・発展に向け、生産・流通等における革新を総合的に支援するものとします。

第2 普及指導活動の基本的事項

1 普及指導活動の基本的な考え方

県基本計画の4つの基本施策に基づき、普及指導活動の基本的な考え方を以下に掲げます。

(1) 安全・安心な農産物の生産拡大と安定的な供給に向けて

普及組織では、安全・安心な農産物の生産拡大と安定的な供給に向けて、以下の普及指導活動を行います。

- ・ 稲・麦・大豆・飼料用米等の生産拡大や品質確保、優良種子の生産と安定供給への支援
- ・ ブランド米や業務用米などの振興に向けた支援
- ・ 輸出用米の生産拡大に向けた支援
- ・ 水田を活用した野菜の生産拡大や加工・業務用需要への対応に向けた支援
- ・ 県内園芸品目生産量の国内生産量に対するシェア拡大に向けた支援
- ・ 輸出に対応できる果樹の産地づくりへの支援
- ・ 多様化する消費者ニーズに対応する茶産業づくりへの支援
- ・ 花きの産地 PR などによる販売促進、効率的な物流体制の構築に向けた支援
- ・ 関連産業が連携する高収益型畜産経営体づくりに向けた支援
- ・ 自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築に向けた支援
- ・ 暑熱対策に向けた技術や品種の導入など、気候変動適応に向けた支援 など

また、これらの取組にあたっては、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入を促進していきます。

(2) 農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立に向けて

普及組織では、農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立に向けて、以下の普及指導活動を行います。

- ・ 地域が目指すべき農業の将来の在り方や農地の利用を明確化する「地域計画」の実現に向けた支援
- ・ 農業経営体の規模拡大や複合化、多角化、法人化への支援、企業の農業参入の支援
- ・ 地域農業の発展に向け、上記の農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの家族農業の維持・継続、集落営農の推進、農福連携の推進、地域資源を生かした付加価値

の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に向けた支援

・U・I ターン就農者の受入環境の整備や就農準備から定着に至る切れ目のない支援などを通じて、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成の支援

・生産性の向上、経営改善の観点から、専門作業の受託、農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、農作業工程の整理や経営分析等を行う農業支援サービスの活用の推進に向けた支援

・農業経営体の GAP の実践による経営改善を進めるとともに、農作業安全の啓発に向けた研修会等の支援 など

(3)地域の特性を活かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮に向けて

普及組織では、地域の特性を活かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮に向けて、以下の普及指導活動を行います。

・地域の自然や食文化など地域資源を活用したビジネスの創出への支援

・鳥獣被害対策に自主的に取り組む集落等の体制づくりや被害対策技術の導入に向けた支援 など

(4)農業・農村を起点とした新たな価値の創出に向けて

普及組織では、農業・農村を起点とした新たな価値の創出に向けて、以下の普及指導活動を行います。

・農畜産物のブランド化や6次産業化などに取り組む人材育成への支援

・地産地消や農業体験を通じた食育の推進に向けた支援

・持続可能な農業や総合防除導入等の環境負荷低減に資する栽培体系への転換に向けた支援 など

第3 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業支援の充実・強化

効率的・効果的な普及指導活動を行うため、取組の必要性・緊急性、各地域の状況等を踏まえて課題と対象を選定し、関係機関等と連携しながら、普及指導活動の充実と強化を進めます。

(1) 普及指導活動対象の重点化

①農業経営の発展に意欲的な農業経営体

認定農業者をはじめとする意欲的な農業者や組織経営体、意欲ある新規就農者や就農希望者、農業に参入しようとする法人等に対し農業経営の基盤づくりや改善・発展に関する取組を支援します。

②農業及び農村の活性化に主体的に取り組もうとする集団

地域農業を持続的に発展させる仕組みづくりや産地の構造的な改革、地域資源を活用した「持続可能な農業」などを推進するため、地域農業の中心となる担い手や農業及び農村の活性化に主体的かつ計画的に取り組もうとする家族農業を含む農村地域団体等を支援します。

(2) 試験研究機関との積極的な連携

県農業研究所、畜産研究所等が開発した技術や品種の現場導入や実用普及に向けて、技

術開発段階から課題提案、情報提供に取り組むとともに、生産現場での実証研究などに参加・協力して取り組みます。

あわせて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発した品種及び栽培技術等を活用して、本県農業に適応する技術の組立に取り組みます。

このほか、試験研究機関が生産現場で実施する実証試験や農業者に対する技術指導に積極的に参加し、最新の技術動向等についての知見を得るよう努めます。

(3) 公的機関が担うべき分野の取組強化

「条例」では、県の責務、農業者等の役割、県民の役割を定め、それぞれの役割に応じ、農業・農村の活性化の取組を進めているところです。県は農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを責務としています。

公的な立場である普及指導員が行うものと民間等に任せるものを配慮しつつ、農業者や就農希望者等への技術及び経営支援による担い手の育成確保、地域農業を維持する仕組みづくり、農村活性化などの地域合意を促す活動など、公的機関が担うべき分野の取組を充実強化します。

なお、農業者等及び市町等の関係機関と連携、協働することで、総合力を発揮することに留意します。

(4) 食料システム関係者等との連携強化

地域農業の発展や農村の振興に向けた課題解決を図るため、県、市町、農村地域団体、農業協同組合、教育機関に加え、生産資材関係事業者、食品等事業者、消費者等、食料システム関係者が連携することが重要です。このため、普及指導員がこれらの多様な関係者・関係機関間のコーディネート役を担うことで産地のプロデュース機能を発揮するとともに、連携と協力を促進するための機会の創出等に向けた取組を推進します。

(5) 調査研究の実施及びその成果の活用

普及指導員は、普及指導活動を行うなかで感じた疑問や現場で検証すべき課題などについて、データ収集・分析などの調査研究を行います。調査研究は、個々又はチームで関係する農業革新支援専門員や所属長などの助言を得て取り組むとともに、その成果を一元的に集約・共有し、普及指導活動に役立てます。

(6) 先進的な農業者とのパートナーシップの構築

先進的な農業者等の持つ経験や技術を学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、その分析、データ化などにより、地域農業の振興に普及可能な技術確立を進めます。

また、県が認定する指導農業士、青年農業士、農村女性アドバイザー、就農サポートリーダーと協働して新規就農者の育成・定着支援、青年農業者及び女性農業者の育成を図ります。

(7) DX（デジタルトランスフォーメーション）に対応した普及指導活動の展開

農業従事者の高齢化や労働力不足等の課題に対応しつつ、農業を成長産業化させるためには、超省力・高品質生産に向けてロボットや ICT などのデジタル技術を駆使する DX の取組を推進し、消費者のニーズに応えられる新たな価値を生み出す農業を目指していく必要があります。

このため、普及指導員自らがオンラインや ICT 機器等をフルに活用しながら、効率的・効果的に普及指導活動に取り組むとともに、国の新たな農業施策やスマート農業技術等の

動向を見据えて、センシング技術の活用、気象や生育データなどに基づいた栽培技術の確立、スマート農機の導入などの指導・支援に取り組みます。

(8) 都道府県間の連携

新たな食料・農業・農村基本計画に掲げる食料自給率の向上と食料安全保障を確立するには、必要な技術の広域的な普及が重要となってきます。新技術や品種などの都道府県域を超えて導入・普及が進められている品目もあり、産地間・都道府県間の技術交換や先進事例等の情報共有を進めながら、効果的な普及指導活動に取り組みます。

(9) 農業大学校との連携による農業者の育成・強化

農業大学校では新規就農者等を重点対象とした研修を拡充しているほか、県内大学と教育研究交流に関する協定を締結するなど、後継者育成の取組強化を図っていることから、今後も普及指導員が講義・実習等の実施に協力し、本県農業の担い手育成の強化を図っていきます。

2 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及活動計画の策定

効果的な普及指導活動を行うため、普及活動計画及び重点プロジェクト計画を策定し活動を展開します。

普及活動計画は、県基本計画の4つの基本施策に基づき、地域課題をふまえて地域普及センターが作成して進捗管理を行います。計画作成においては、課題や解決方法、活動内容について担当者会議などで検討・整理し、可能な限り定量的な目標の設定に努め、活動結果の検証と改善を行い、目標の達成を目指します。

また、複数の地域に共通する重要課題や広域品目の課題など、県域の課題については、農業革新支援専門員等が重点プロジェクト計画を定め、地域普及センターと連携して地域を横断した活動を進めます。

(2) 外部評価の実施と普及活動計画の改善等

学識経験者や民間企業及び農業者・消費者代表など第三者を含めた有識者から、普及活動計画の成果、普及指導活動の内容等について、評価や助言などを受け、その結果を普及事業及び普及活動計画の実施に反映させる仕組みとして外部評価を実施します。

第4 普及指導員の配置に関する事項

1 農業改良普及センターの設置

普及指導員の活動拠点として、県内全域を管轄する中央農業改良普及センター及び地域に区分して管轄する地域農業改良普及センター（いずれも農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するもので、以下それぞれ「中央普及センター」、「地域普及センター」という。）を設置します。

なお、中央普及センターは、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応する農業革新支援センターの機能を合わせて担うものとします。

2 普及指導員の配置に対する考え方

(1) 普及指導員の専門項目

高度かつ多様なニーズに対応すべく、実務や計画的な研修等を通じて普及指導員が研鑽を積み、習得すべき専門技術分野を専門項目として、「水田農業」、「野菜」、「茶」、「果樹」、「花き花木」、「畜産」、「みどりの食料システム戦略」、「農業経営（6次産業化を含む）」、「就農者育成」、「鳥獣被害防止対策」と定めます。

(2) 普及指導員の配置

中央普及センター及び地域普及センターの機能に応じ、地域の農業事情や職員の経験年数及び在任期間等に配慮するとともに、人材育成及び任用資格を有する者の計画的な確保を図るべく、適正に普及指導員を配置します。

① 中央普及センター

中央普及センターは、県内全域を担当し、普及指導活動の総合的な企画調整と資質向上等の支援を行う普及指導員及び専門項目を担当する普及指導員を配置します。

② 地域普及センター

地域の農業情勢や特性に応じた地域農業の推進と担い手育成を主眼とする普及指導活動を行う普及指導員及び専門項目を担当する普及指導員を配置します。

3 農業革新支援専門員の配置に対する考え方

普及指導員の中でも高度な専門性を有する農業革新支援専門員（以下「専門員」という。）を中央普及センター（農業革新支援センター）に適正に配置します。

なお、専門員の専門項目は、「普及方法」、「水田農業」、「野菜」、「茶」、「果樹」、「花き花木」、「畜産」、「みどりの食料システム戦略」、「農業経営（6次産業化を含む）」、「就農者育成」、「鳥獣被害防止対策」と定めます。

専門員は、普及指導活動の総括、普及指導員の指導、先進的な農業者等からの個別相談・支援対応、研究・教育・行政等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題及び人材育成への対応等を担います。

なお、専門員は、普及指導員の任用資格を有する者の中から原則として次に掲げる要件を満たす者から選定します。

- (1) 専門分野に関する高い知見や関係機関等との調整力があること。
- (2) 普及センターにおける普及指導、試験研究機関等における研究、県庁等における行政、農業大学校における教育の経験等が通算して10年以上あり、そのうち普及指導活動の経験が原則として5年以上あり、かつ主査級以上の職員であること。

4 効率的・効果的な普及指導活動の体制

(1) 中央普及センター

中央普及センターは、普及事業全体の企画調整及び普及指導員の人材育成を担うほか、地域普及センターと連携して普及活動計画を推進するとともに、緊急かつ重要な課題の解決に向け活動を行います。

また、「茶」「果樹」「花き花木」「畜産」を広域作目と位置付け、産地や農業者支援、農村地域団体等に対する地域活性化支援を行います。

中央普及センターは、下記の2室体制を基本とします。ただし、課題や業務量等に配慮し、室を越えた柔軟なチーム編成により活動を展開します。

① 普及企画室

普及事業全体の企画調整及び普及指導員の資質向上にかかる研修企画を行うとともに、「水田農業」「野菜」「鳥獣被害防止対策」「みどりの食料システム戦略」「農業経営（6次産業化を含む）」、「就農者育成」等に関する共通課題の活動推進にあたります。

また、担当する専門項目について、地域普及センターへ活動支援を行います。

② 専門技術室

関係機関及び地域普及センターと連携しながら、広域作目の「茶」「果樹」「花き花木」「畜産」の振興に向けた技術的・経営的課題の解決、農村地域団体等に対する地域活性化支援等、県域での重点的な普及指導活動を展開します。

(2) 地域普及センター

地域普及センターは、地域での普及指導活動推進のほか、水田農業・野菜部門（ただし、紀州地域農業改良普及センターは果樹部門を加える。）を主とした産地や農業者支援、農村地域団体等に対する地域活性化支援及び緊急的かつ重要な課題の解決に向けた活動を行います。

地域普及センターは、下記の2課体制を基本とします。ただし、地域農業の特殊性や業務量等に配慮し、課を越えた柔軟なチーム編成により活動を展開します。

①普及1課

水田農業の経営基盤強化や野菜産地の構造改革、獣害対策推進等、地域農業振興における課題解決に取り組みます。

②普及2課

新規就農者の確保・育成や意欲ある農業経営体の経営発展支援、6次産業化の推進等、担い手育成上の課題解決に取り組みます。

第5 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成計画

農業現場では技術や経営の多様化・高度化が日々進んでいることから、そのニーズに対応できる人材の確保を図るため、普及指導員の資質を継続的に向上させる人材育成計画を策定します。人材育成計画は実施方針の内容を補完するものとして、(1)策定の趣旨、(2)目指すべき人材像、(3)求められる資質、(4)人材育成に向けた取組方針、(5)人材育成の推進体制、の項目をその内容とします。なお、人材育成計画は、情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を発揮するため、農業及び経営に関する高度な知識や技術、普及指導活動の手法について、全ての普及指導員が備える基本的な資質として計画的かつ継続的な習得を図ります。

あわせて、

- ・農業生産工程管理（GAP）の普及推進
- ・スマート農業技術の活用及び併せて行う新たな生産方式の導入支援
- ・中山間地域の特色を活かした農業の展開に向けた支援
- ・気候変動への対応
- ・経営規模拡大や法人化の支援
- ・農業・食品分野における知的財産保護・活用に向けた支援
- ・効果的に普及指導活動を展開するためのファシリテーション など

にかかるとともに、能力の習得を図ります。

なお、過去に実施された調査研究等で作成された各種普及関係手引き等の内容を参考に継続的な研鑽を進めるほか、食料システム関係者等との連携強化や研究開発への参画等の新たな活動に対応できるよう努めます。

専門員を担う者に対しては、より高度な知識及び技術並びに普及指導活動手法の習得のみならず、普及指導活動の総括や農政推進のため、関係部局との調整能力等の習得を進めます。

3 資質向上の方法

国が策定する研修体系及び第5の1に示す人材育成計画に基づき、普及指導員の各能力の獲得に適する時期に研修計画を策定し、集合研修やOJT等を実施します。

また、国及び地域ブロックが実施する研修へ対象となる普及指導員を派遣するとともに、その内容を本県研修等へ活用し、研修効果を波及させます。

第6 農業大学校における研修教育の充実強化

1 農業大学校における研修教育

将来の三重県農業・農村を担う優れた農業者の育成を行う農業教育と、農業経営の発展段階に応じた農業者等に対する研修を行う拠点的な研修教育施設としての役割を果たすため、養成課程、研修課程それぞれについて実践教育を一層充実します。

(1) 養成課程の充実

三重県農業の特徴を踏まえたコースを基本に、理論と実践とのバランスの取れた実践中心の教育を行うとともに、スマート農業技術を始めとする技術革新や情報化、国際化に対応できる時代のニーズに応じたカリキュラムを充実します。

(2) 研修課程の充実

農業者の経営の発展段階に応じて必要となる新技術や専門知識を提供する研修の充実や、社会人の本校養成課程入校や新規就農を支援する研修の実施に加えて、産官学（農業法人、地元大学大学院、本校）の連携により、異業種経験者の新規就農・農業ビジネス起業等を支援する研修プログラムを強化します。

2 就農定着支援の強化

農大学生の就農定着支援対策のため、農業大学校内に就農支援担当者を設け、農業法人等からは求人情報を収集し、一方、農大学生へは求人情報の提供や就農相談を行うなど、

卒業後の農業法人等への就業が円滑に進むようきめ細かなフォローを行います。

さらには、独立自営就農を目指すものには、中央普及センター、地域普及センター、農業研究所及び畜産研究所等との連携を一層進め、就農後の経営が円滑に進むよう支援を行います。

3 農業高校等との連携強化

将来就農が期待される農業高校生に対して、普及指導員や教育委員会、農業高校と連携を図りながら、高度な研修機会の提供や大型特殊免許等の取得支援、学校農業クラブ活動の支援などの取組を推進します。これらの活動を円滑に進めるとともに、指導職員と農業高校教職員との交流や連携を強化し、双方の指導力の向上に努めます。

4 外部評価の実施

学校教育法に基づき、先進的な農業者、卒業者等を含む委員による第三者評価を実施します。目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、組織的・継続的な改善を図ります。

なお、以上のような研修教育施設としての機能を十分発揮するために、中央普及センター、地域普及センター、農業研究所及び畜産研究所との連携を一層進めます。

第7 その他協同農業普及事業に関連する事項

農業情勢の変化や農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、本県農業の実情に即した普及指導活動の改善に取り組みます。

<定義>

- ・農業者：農業経営者及び農業従事者並びに農業を営んでいる法人
- ・農村地域団体等：集落を基礎とした農業者等の組織する団体及び野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項の規定により指定された野菜指定産地又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三第三項の規定により果樹農業振興計画において形成に関する方針を明らかにされた広域の濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体及びそれに準ずる団体
- ・農業者等：農業者及び農村地域団体等
- ・認定農業者等：農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び集落営農組織
- ・農業経営体：下記の(1)から(3)までのいずれかに該当する事業を行う者をいう。
(1)経営耕地面積が30アール以上の規模の農業を営む者
(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が一定規模以上の農業を営む者
(3)農作業の受託の事業を営む者
- ・家族農業：農業労働力の過半を家族労働力が占めている農業
- ・スペシャリスト機能：農業生産・加工に関する高度な技術的課題や農業経営上の課題の解決を図る機能であり、試験研究機関等と連携した実証試験や農場展示等の方策により、これらの課題等に対応した技術導入支援や経営診断・分析による経営改善支援等の活動を行うこと
- ・コーディネーター機能：新たな仕組みづくり等、地域農業や農村地域の構造的な改革が必要な課題の解決を図る機能であり、先導的な役割を担う農業者や農村地域団体等に働きかけ、地域内外の関係機関との連携体制の構築や、関係者の合意形成、課題の明確化、対応方策の策定といった支援活動を行うこと
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタルによる変革を意味し、ITの進化にともなって新たなサービスやビジネスモデルを展開することで、コストを削減し、働き方改革や社会そのものの変革に繋げる施策